

令和4年度介護職員等の喀痰吸引等研修の現地研修について

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

介護職員等の喀痰吸引等研修の演習を修了された方は、現地研修を行っていただきます。

現地研修は、各所属事業所にて行いますが、現地研修前及び現地研修終了後に下記の書類を社会福祉法人鳥取県厚生事業団へ提出してください。

I 提出書類

1 現地研修前に提出する書類

①現地研修実施計画書

②誓約書

③喀痰吸引等研修（現地研修）受入承諾書

※①②はいずれも法人代表者名で作成。

※③は現地研修を自法人が運営する事業所以外（法人外の事業所）で実施する場合に提出。（現地研修の受入法人に作成を依頼してください。）

2 現地研修終了後に提出する書類

①現地研修実施報告書

②現地研修指導者評価票（原本を提出）

③説明書兼同意書（写しを提出）

④現地研修実施承認書（写しを提出）

⑤指導看護師の指導者講習修了証書または伝達研修受講証明書（写しを提出）

※①は法人代表者名で作成。③④は現地研修を行う事業所毎に作成。

様式は鳥取県長寿社会課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/284220.htm>）または、鳥取県厚生事業団のホームページ（<http://www.tottori-kousei.jp/kakutan.html>）からダウンロードすることができます。

II 現地研修終了期限

令和5年2月28日（火）

※利用者の体調等やむを得ない事情により期限までに終了できない場合は、速やかにご連絡ください。

III 注意事項

①「現地研修実施計画書」、「誓約書」、「喀痰吸引等研修（現地研修）受入承諾書」は、必ず現地研修前に提出してください。提出前に現地研修を行った場合は、修了が認められない場合がありますので注意してください。

②現地研修を実施するうえで事前に「説明書兼同意書」と「現地研修実施承認書」を得る必要がありますので注意してください。

なお、「現地研修実施承認書」は演習終了日以降に得てください。

③「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知）」に基づき実施された研修（14時間研修）の修了者は、現地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」については、免除されます。該当者は、実施報告書に「認定特定行為業務従事者認定証（認定を受けていない場合は研修修了証）」の写しを添付して提出してください。

④別紙「喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）の現地研修について（鳥取県長寿社会課作成）」もあわせてご確認ください。

IV 書類提出先（お問合せ先）

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（担当：神戸^{かんべ}）

〒689-0201 鳥取市伏野2259-43

TEL：0857-59-6033 FAX：0857-59-6055